

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 平成 25 年度税制改正大綱（国際税務関連）

平成 25 年 1 月 29 日、平成 25 年度税制改正大綱が閣議決定されました。国際税務に関する主な改正点は以下のとおりです。

タックスヘイヴン対策税制に係る外国税額控除

タックスヘイヴン税制の適用により所得に対する税の存在しない国に本店を有する特定外国子会社等の課税所得が内国法人の所得に合算される場合において、当該合算所得につき、本店所在地国以外の国で課税されるときは、当該合算所得は外国税額控除を適用する際の非課税国外所得に含まれないこととなります。

なお、当該改正の適用開始時期は明記されておりません。

移転価格税制

国外関連者との取引に関して独立企業間価格を算定する際の利益水準指標に、売上総利益のうちに営業費用の占める比率（いわゆるベリー比率）が加えられることとなります。

なお、当該改正の適用開始時期は明記されておりません。

国外財産調書制度

現行法令上、有価証券が国外財産調書制度の対象となる国外財産に該当するか否かは、当該有価証券を発行した法人の本店所在地が国外にあるかどうかで判定することとされています。

しかし、今回の改正により国外財産調書制度の対象となる国外財産に国外の金融機関の営業所等に設けられた口座において管理されている内国法人が発行した有価証券が加えられ、対象となる国外財産から国内にある金融機関の営業所等に設けられた口座において管理されている外国法人が発行した株式が除外されることとなります。

従って、改正前後における有価証券が国外財産調書制度の対象となる国外財産に該当するか否かの判定は、以下の基準で行うこととなります。

改正前	改正後
有価証券を発行した法人の本店所在地が国外にあるか否かにより判定されます。	有価証券を管理している口座の所在地が国外にあるか否かにより判定されます。

なお、当該改正は平成 26 年 1 月 1 日以後に提出すべき国外財産調書について適用されます。

相続税又は贈与税の課税財産の範囲

現行法令上、日本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有しないもの（以下「制限納税義務者」）が相続若しくは遺贈又は贈与（以下「相続等」）により取得した国外財産は相続税又は贈与税の課税対象から除外されています。

しかし、今回の改正により相続等により国外財産を取得した者が制限納税義務者の場合であっても、被相続人又は贈与者が日本国内に住所を有する場合には、当該国外財産は相続税又は贈与税の課税対象に含まれることとなります。

なお、当該改正は平成 25 年 4 月 1 日以後に相続等により取得する国外財産に係る相続税又は贈与税から適用されます。



Grant Thornton

An instinct for growth™

お見逃しなく！

その他、国際税務に関する事項としては、「上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例がある場合の租税条約の適用手続き」及び「振替社債等の利子等の非課税制度」等に関する改正が予定されています。

また、詳細は明らかにされていませんが、過少資本税制と過大支払税制の双方が適用され得る場合における重複適用排除に関する規定の整備を行う旨も記載されています。